

2022年9月12日

矯正職員各位

三井住友海上火災保険株式会社
有限会社 矯正サービス

新型コロナウイルス感染症に関する入院保険金等のお取扱いについて

拝啓 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社では2020年4月より、**団体総合生活補償保険の疾病補償特約や特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等**、疾病や特定の感染症により入院された場合に保険金をお支払いする特約においては、新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により臨時施設や自宅で療養をされた場合は、約款上の「入院」とみなし、入院保険金等のお支払対象とする特別なお取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されました。これらを踏まえ、「みなし入院」に係る入院保険金等のお取扱いを検討した結果、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象について下記のとおりといたします。

敬具

記

1. 「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「 <u>重症化リスクの高い方</u> 」	
・65才以上の方	
・入院を要する方	
・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方	
・妊婦の方	

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		従来	9月26日以降
入院された場合（約款におけるお取扱い）		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 （特別なお取扱い）	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

2. 「みなし入院」のお取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、臨時施設や自宅での療養が行われることになりました。臨時施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義（※）に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」とみなす特別なお取扱いを、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

※約款上の「入院」の定義

用語	説明
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、with コロナに向けた新たな段階への移行の一環として、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象を前記のとおりといたしました。

なお、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

3. 療養証明書のお取扱い

また当社では、保険金をご請求いただく際に、療養証明書の発行を新たに医療機関や保健所に求めないお取扱い（※）を実施しております。医療機関や保健所における更なる負担軽減に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※「重症化リスクの高い方」であることの確認書類として、My HER-SYSの証明、医療機関で発行される診療明細書、処方箋、母子手帳の写し（妊娠されている方）等、提出していただく場合があります。

以上